○　指定保養所の利用助成に関する規程

（昭和４６年６月２８日
佐共規程第１０１号）

改正　昭和４８年　７月　５日規程第１２４号
昭和４９年　３月２８日規程第１３３号
昭和５０年　２月２７日規程第１４２号
昭和５３年　３月２４日規程第１７２号
平成　４年　３月　６日規程第２７７号
平成１４年　２月２６日規程第３５４号
平成１６年　２月２４日規程第３７０号
平成２０年　２月２６日規程第４０９号
平成２２年　２月２４日規程第４２９号
（平成２２年４月１日廃止）

（目的）

第１条　この規程は、佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員及び被扶養者の保健、保養のため、県内、県外の宿泊施設を指定（以下「指定保養所」という。）し、その利用及び助成について必要な事項を定めることを目的とする。

（指定保養所の契約）

第２条　前条の指定保養所の契約は、理事長が別に定める。

（利用者の範囲）

第３条　この規程により、指定保養所を利用できる者は、組合の組合員及び被扶養者とする。

（利用手続）

第４条　指定保養所を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、宿泊の予約をすると同時に、所属所長に保養所利用申込書（様式第１号）を提出しなければならない。

（昭 49 規程 133・昭 51 規程 154・一部改正）

（利用券の発行）

第５条　所属所長は、前条の規定により申込があったときは、保養所利用券（様式第２号）を交付した後直ちに申込書を理事長に送付するものとする。

（昭 51 規程 154・一部改正）

2　前項の規定により、利用券の交付を受けた利用者は、宿泊当日指定保養所へ提出するものとする。

3　第１項の規定により、保養所利用券の交付を受けた者は、保養所利用助成金請求書（様式第３号）に指定保養所の発行した公給領収書及び保養所利用券を添え理事長に保養所利用助成金の請求をするものとする。

（昭 49 規程 133・追加）

4　前項の保養所利用助成金は、毎月 20 日に組合員へ送金する。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、当日前において当日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

（平 4 規程 277・全部改正，平 20 規程 409・一部改正）

（申込の変更又は取消）

第６条　申込者は、宿泊を予約した後、その予約を変更又は、取消をしなければならない事由が生じたときは、直ちに、その旨を組合及び指定保養所へ通知しなければならない。

（助成金）

第７条　組合は、第５条第１項の規定により、利用の承認を受けた者に宿泊料の一部として、組合員について

は年間3回、被扶養者については、被扶養者数にかかわらず年間延10回とし、1回につき2,000円を助成するものとする。ただし、組合員が出張等により費用弁償の支給を受ける場合は、除くものとする。

（昭48規程124・昭49規程133・昭50規程142・昭51規程154・昭53規程172・平4規程277・平14規程354・平16規程370・一部改正）

（この規程の実施に関し必要な事項）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、公告の日から施行し、昭和46年6月28日から適用する。

附　則（昭和48年7月5日規程第124号抄）

この規程は、昭和48年7月5日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附　則（昭和49年3月28日規程第133号抄）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附　則（昭和50年2月27日規程第142号抄）

1　この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

2　改正後の規程第7条の規定は、施行日以後の指定保養所を利用した助成について適用し、同日前に指定保養所を利用した助成については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年2月27日規程第154号抄）

1　この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

2　この規程による改正後の指定保養所の利用助成に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により指定保養所を利用する場合であっても、施行日前に行なう利用手続きについては、改正後の規程第4条及び第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の規程第7条の規定は、施行日以降の指定保養所を利用した場合の助成について適用し、施行日前に指定保養所を利用した場合の助成については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年3月24日規程第172号抄）

1　この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

2　改正後の指定保養所の利用助成に関する規程は、この規程の施行日以降に利用したときの利用助成について適用し、施行日前に利用したときの利用助成については、なお従前の例による。

附　則（平成4年3月6日規程第277号抄）

（施行期日）

1　この規程は、平成4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の指定保養所の利用助成に関する規程は、この規程の施行日以降に利用したときの利用助成について適用し、施行日前に利用したときの利用助成については、なお従前の例による。

附　則（平成14年2月26日規程第354号抄）

（施行期日）

1　この規程は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2　改正後の指定保養所の利用助成に関する規程は、この規程の施行日以後に利用したときの利用助成について適用し、施行日前に利用したときの利用助成については、なお従前の例による。

附　則（平成16年2月24日規程第370号抄）

（施行期日等）

1　この改正は、平成16年4月1日から施行する。

2　改正後の指定保養所の利用助成に関する規程は、この規程の施行日以後に利用したときの利用助成について適用し、同日前に利用したときの利用助成については、なお従前の例による。

附　則（平成20年2月26日規程第409号抄）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成22年2月24日規程第429号抄）

（施行期日）

1　この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行日前の指定保養所の利用に係る指定保養所の利用助成に関する規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号

保　養　所　利　用　申　込　書

組合員証記号番号	第　　号	所　属　所	
組　合　員　氏　名			
利　用　目　的			
利用する保養所名	県　　市町村		
利　用　期　間	自　　年　　月　　日から 至　　年　　月　　日まで	（　　泊　　日）	

上記のとおり承認願いたく申込みます。

年　　月　　日

佐賀県市町村職員共済組合理事長　様

申込者氏名　　㊞

上記のとおり公務のためでなく私事による保養のための利用申込みであることを証明します。

年　　月　　日

所属所長　　印

1　会議出張等により費用弁償の支給を受けるときは助成の対象としません。
2　グループ旅行のときは代表者名を表記し、代表者を含めた全員の氏名は裏面に記載してください。
（欄の不足するときは適宜別紙を添付してください。）

利　用　者　名　簿　（　利　用　者　全　員　）

組合員証番号	氏　　名	印	組合員証番号	氏　　名	印

〔注〕 1　家族が利用するときは、氏名の頭に◎を附けてください。
　　 2　家族は被扶養者に限ること。（年間1組合員に延10人まで）

様式第2号

保　養　所　利　用　券

承　認　番　号	＊　所属所名　　一連番号
組合員証記号番号	第　　号
利　用　者　氏　名	以下　　名
利　用　期　間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日　　泊
保　養　所　名	県
交　付　年　月　日	＊ 年　　月　　日

佐賀県佐賀市城内一丁目5番14号

佐賀県市町村職員共済組合

ＴＥＬ　0952-29-0331

（兼用　宿泊施設相互利用協定にもとづく組合員等証明書）

折　り　目

注意事項

1　この利用券は、保養施設のフロントに提示し、必ず認印をもらってください。
2　保養施設を利用したときは、必ず領収書（明細付）をもらってください。
3　助成金請求のときには、この利用券と2の領収書を請求書に添付してください。
4　＊印は記入しないで、その他の欄はすべて記入してください。

保養所認印

別紙様式第3号

請　　求　　書

一金　　円

ただし、別紙添付の保養所利用者　　名分に対する助成金として

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

佐賀県市町村職員共済組合理事長　　様

所　属　所

氏　　名　　㊞